

令和元年第7回  
鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和元年7月3日(水)午後2時00分

場 所 鳥取市福祉文化会館2階委員会室

# 会 議 日 程

## 1 開 会

## 2 付議する議案

(参議院議員通常選挙関係)

議案第50号 選挙時登録者の決定について

議案第51号 随時抹消者の決定について

議案第52号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

議案第53号 投票立会人の選任について

議案第54号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の  
選任について

議案第55号 期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第56号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

## 3 報 告 事 項

報告第5号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び  
6分の1の数について

## 4 そ の 他

## 5 閉 会

議案第50号

選挙時登録者の決定について

令和元年7月3日現在で、選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和元年7月3日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第22条第3項の規定による登録者の決定をするためである。

令和元年7月3日(選挙時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和元年6月3日現在 名簿登録者数			法22条3項 選挙時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 職権消除			転居等による増減			令和元年7月3日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	861	1,013	1,874	13	6	19											-1	-1	874	1,018	1,892
2	1,500	1,775	3,275	30	28	58	1	4	5	3	2	5				2	2	4	1,528	1,799	3,327
3	922	1,189	2,111	10	4	14		2	2		3	3				-1		-1	931	1,188	2,119
4	1,559	1,894	3,453	19	12	31	3	1	4	1	2	3				2		2	1,576	1,903	3,479
5	3,594	3,948	7,542	58	41	99	4	3	7	7	5	12				-4	-10	-14	3,637	3,971	7,608
6	2,897	3,278	6,175	31	26	57	4	1	5	5	4	9				7	2	9	2,926	3,301	6,227
7	1,314	1,423	2,737	18	5	23		1	1	2	1	3				-3	-4	-7	1,327	1,422	2,749
8	1,219	1,367	2,586	23	25	48	1	2	3	2	3	5				-8	2	-6	1,231	1,389	2,620
9	1,480	1,751	3,231	13	10	23	2	4	6	6	4	10				5	-3	2	1,490	1,750	3,240
10	1,066	1,284	2,350	9	11	20	2	4	6	2	1	3				4	3	7	1,075	1,293	2,368
11	939	1,019	1,958	8	8	16	3		3	3	1	4				1		1	942	1,026	1,968
12	2,571	2,931	5,502	20	21	41	2	1	3	4	3	7				2	-1	1	2,587	2,947	5,534
13	1,044	1,117	2,161	5	7	12	2	4	6							-3		-3	1,044	1,120	2,164
14	624	636	1,260	3	4	7		1	1							1		1	628	639	1,267
15	1,904	2,097	4,001	47	28	75				5	3	8				-6	-3	-9	1,940	2,119	4,059
16	3,237	3,709	6,946	38	26	64	2	2	4	5	8	13				4	3	7	3,272	3,728	7,000
17	2,802	2,936	5,738	34	19	53	1	3	4	8	6	14				-1	-1	-2	2,826	2,945	5,771
18	1,513	1,615	3,128	17	18	35	4	2	6	2	7	9				-8	-4	-12	1,516	1,620	3,136
19	381	425	806		1	1		2	2										381	424	805
20	888	927	1,815	3	5	8	3	3	6	1	2	3				-4	-3	-7	883	924	1,807
21	1,038	1,133	2,171	10	10	20	3	2	5	2	1	3				2	1	3	1,045	1,141	2,186
22	1,154	1,335	2,489	9	16	25	1	1	2	1	2	3				7	7	14	1,168	1,355	2,523
23	1,275	1,283	2,558	15	8	23	2	1	3	2	2	4				-1	3	2	1,285	1,291	2,576
24	1,173	1,225	2,398	13	4	17	5	1	6	2	1	3				-2		-2	1,177	1,227	2,404
25	223	228	451	1		1		1	1							1		1	225	227	452
26	93	109	202																93	109	202
27	242	264	506	1		1				1		1				-1		-1	241	264	505
28	62	61	123	1	1	2													63	62	125
29	1,812	1,979	3,791	16	11	27	3	1	4	4	3	7					3	3	1,821	1,989	3,810
30	1,291	1,340	2,631	7	8	15	1		1	1	2	3					-1	-1	1,296	1,345	2,641
31	419	516	935	1	3	4	1	1	2								4	4	419	522	941
32	366	398	764	4		4		1	1	1		1							369	397	766
33	121	125	246	1		1					1	1				1		1	123	124	247
34	2,837	2,869	5,706	33	16	49	2	2	4	6	8	14				-1	-5	-6	2,861	2,870	5,731
35	2,612	2,403	5,015	64	40	104	1	3	4	16	14	30				3	7	10	2,662	2,433	5,095
36	2,273	2,499	4,772	21	12	33	1	7	8	4		4				-3	-3	-6	2,286	2,501	4,787
37	808	869	1,677	3	4	7	1	1	2	1	1	2				-1	1		808	872	1,680
38	46	52	98																46	52	98
39	2,881	3,211	6,092	26	25	51	2		2	5	4	9				5	7	12	2,905	3,239	6,144
40	1,493	1,640	3,133	13	7	20	1		1	1	2	3				-2	-2	-4	1,502	1,643	3,145
41	1,863	2,004	3,867	14	10	24	1	1	2	4	4	8				1	1	2	1,873	2,010	3,883
42	1,183	1,303	2,486	12	9	21	1		1	1	1	2				3	2	5	1,196	1,313	2,509
50	978	1,093	2,071	7	8	15				1	2	3				1	-2	-1	985	1,097	2,082
51	777	884	1,661	7	6	13				2	1	3							782	889	1,671
52	510	577	1,087	2	3	5	1	1	2		1	1				1	2	3	512	580	1,092
53	673	748	1,421	2	4	6											-1	-1	675	751	1,426
54	149	177	326								1	1							149	176	325
55	33	39	72																33	39	72
56	87	89	176	1		1	1		1										87	89	176
57	44	52	96																44	52	96
58	785	829	1,614	6	2	8	1		1	2	4	6				-1		-1	787	827	1,614
59	272	291	563	1		1										1		1	274	291	565
60	160	180	340		2	2	1	2	3								-1	-1	159	179	338

投票区	令和元年6月3日現在 名簿登録者数			法22条3項 選挙時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 職権消除			転居等による増減			令和元年7月3日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
61	1,023	1,102	2,125	7	5	12	1		1						-2	-5	-7	1,027	1,102	2,129	
62	313	405	718	1	2	3	1	2	3		1	1						313	404	717	
63	528	556	1,084	1	1	2	1	1	2						-1		-1	527	556	1,083	
64	193	220	413															193	220	413	
65	259	257	516		1	1	1		1									258	258	516	
66	212	231	443															212	231	443	
67	113	126	239													1	1	113	127	240	
68	180	201	381	1	1	2	1	1	2									180	201	381	
69	505	589	1,094	3	1	4	2	1	3							1	1	506	590	1,096	
70	439	504	943	2	2	4	1		1						-1	-1	-2	439	505	944	
71	383	419	802	4	1	5										1	1	387	421	808	
72	41	49	90												-1		-1	40	49	89	
73	27	25	52												1		1	28	25	53	
74	238	275	513	1	1	2	3	1	4							1	1	236	276	512	
75	195	206	401				1		1									194	206	400	
76	213	256	469					1	1									213	255	468	
77	66	70	136												-1		-1	65	70	135	
78	53	56	109															53	56	109	
79	44	54	98															44	54	98	
80	623	706	1,329	2		2	1	1	2	1		1				-1	-1	623	704	1,327	
81	230	234	464	1		1	2		2							1	1	229	235	464	
82	240	239	479					1	1	1		1				1	1	239	239	478	
83	259	270	529		1	1				1		1			-1		-1	257	271	528	
84	422	445	867	3	2	5				1	1	2				-1	-1	424	445	869	
85	1,212	1,330	2,542	6	8	14	4	2	6	1	2	3			-1	-1	-2	1,212	1,333	2,545	
86	345	407	752	2	2	4				1		1			1		1	347	409	756	
87	174	209	383	1		1		1	1									175	208	383	
88	642	707	1,349	5	3	8		3	3						2	2	4	649	709	1,358	
89	701	713	1,414	1	1	2	2		2	1	1	2				-1	-1	699	712	1,411	
90	108	124	232	1		1	2		2	1		1						106	124	230	
91	102	91	193												-1	-1	-2	101	90	191	
92	591	706	1,297	2	4	6	1		1	1		1			1	-2	-1	592	708	1,300	
93	403	450	853	2	3	5	1		1		1	1						404	452	856	
94	437	463	900	2	1	3				3	2	5			1	1	2	437	463	900	
95	40	41	81															40	41	81	
96	362	364	726	2	1	3	1		1	1		1						362	365	727	
97	224	214	438												1	-1		225	213	438	
98	394	471	865					2	2		1	1			-1		-1	393	468	861	
99	34	38	72												-1		-1	33	38	71	
旧市	57,580	63,180	120,760	664	489	1,153	60	63	123	108	101	209	0	0	0	2	7	9	58,078	63,512	121,590
国府	3,251	3,659	6,910	19	21	40	2	1	3	3	5	8	0	0	0	2	-1	1	3,267	3,673	6,940
福部	1,217	1,300	2,517	7	4	11	2	2	4	2	4	6	0	0	0	0	-1	-1	1,220	1,297	2,517
河原	2,821	3,098	5,919	10	10	20	5	4	9	0	1	1	0	0	0	-3	-4	-7	2,823	3,099	5,922
用瀬	1,395	1,586	2,981	9	4	13	3	1	4	0	0	0	0	0	0	-1	1	0	1,400	1,590	2,990
佐治	809	917	1,726	1	1	2	4	2	6	0	0	0	0	0	0	-1	1	0	805	917	1,722
気高	3,505	3,840	7,345	15	13	28	7	5	12	6	3	9	0	0	0	-1	-1	-2	3,506	3,844	7,350
鹿野	1,553	1,635	3,188	7	4	11	4	3	7	2	1	3	0	0	0	1	0	1	1,555	1,635	3,190
青谷	2,485	2,747	5,232	8	9	17	3	2	5	5	4	9	0	0	0	1	-2	-1	2,486	2,748	5,234
合計	74,616	81,962	156,578	740	555	1,295	90	83	173	126	119	245							75,140	82,315	157,455

令和元年7月3日(選挙時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計			
1	遷喬小学校	874	1,018	1,892	58	福部町コミュニティセンター	787	827	1,614			
2	久松会館	1,528	1,799	3,327	59	山湯山農業センター	274	291	565			
3	醇風小学校	931	1,188	2,119	60	福部町久志羅集会所	159	179	338			
4	西中学校	1,576	1,903	3,479	61	鳥取市河原町総合支所	1,027	1,102	2,129			
5	城北小学校	3,637	3,971	7,608	62	国英地区公民館	313	404	717			
6	浜坂地区公民館	2,926	3,301	6,227	63	散岐小学校体育館	527	556	1,083			
7	富桑小学校	1,327	1,422	2,749	64	水根公会堂	193	220	413			
8	明德小学校	1,231	1,389	2,620	65	河原町総合体育館	258	258	516			
9	日進小学校	1,490	1,750	3,240	66	西郷地区公民館	212	231	443			
10	山の手体育館	1,075	1,293	2,368	67	小河内公民館	113	127	240			
11	修立小学校	942	1,026	1,968	68	北村公民館	180	201	381			
12	東中学校	2,587	2,947	5,534	69	用瀬町民会館	506	590	1,096			
13	稲葉山小学校	1,044	1,120	2,164	70	大村電化農協会館	439	505	944			
14	東デイサービスセンター	628	639	1,267	71	社地区公民館	387	421	808			
15	南中学校	1,940	2,119	4,059	72	用瀬町屋住多目的集会所	40	49	89			
16	勤労青少年ホーム	3,272	3,728	7,000	73	用瀬町江波多目的集会所	28	25	53			
17	面影小学校	2,826	2,945	5,771	74	佐治町地域活性化センター	236	276	512			
18	津ノ井小学校	1,516	1,620	3,136	75	佐治町コミュニティセンター	194	206	400			
19	米里体育館	381	424	805	76	佐治町西佐治会館	213	255	468			
20	倉田体育館	883	924	1,807	77	佐治町山王ふれあい会館	65	70	135			
21	鳥取県漁業協同組合	1,045	1,141	2,186	78	佐治町津無生活改善センター	53	56	109			
22	賀露町七区公民館	1,168	1,355	2,523	79	佐治町津野ふれあいの館	44	54	98			
23	大正小学校	1,285	1,291	2,576	80	宝木地区公民館	623	704	1,327			
24	美和小学校	1,177	1,227	2,404	81	鳥取市気高人権福祉センター	229	235	464			
25	神戸地区公民館	225	227	452	82	瑞穂地区公民館	239	239	478			
26	岩坪生活改善センター	93	109	202	83	市営住宅矢口団地集会所	257	271	528			
27	東郷地区公民館	241	264	505	84	逢坂地区公民館	424	445	869			
28	高路公民館	63	62	125	85	気高町総合支所	1,212	1,333	2,545			
29	世紀小学校	1,821	1,989	3,810	86	浜村小学校	347	409	756			
30	松保地区公民館	1,296	1,345	2,641	87	船磯公民館	175	208	383			
31	豊実地区公民館	419	522	941	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	649	709	1,358			
32	上原多目的集会施設	369	397	766	89	勝谷地区公民館	699	712	1,411			
33	河内生活改善センター	123	124	247	90	小鷲河地区公民館	106	124	230			
34	湖山小学校	2,861	2,870	5,731	91	鹿野町河内生活改善センター	101	90	191			
35	国際交流プラザ	2,662	2,433	5,095	92	青谷地区公民館	592	708	1,300			
36	末恒小学校	2,286	2,501	4,787	93	青谷小学校体育館	404	452	856			
37	湖南学園体育館	808	872	1,680	94	中郷地区公民館	437	463	900			
38	矢矯公民館	46	52	98	95	絹見公民館	40	41	81			
39	美保南小学校	2,905	3,239	6,144	96	日置谷地区公民館	362	365	727			
40	中ノ郷小学校	1,502	1,643	3,145	97	勝部地区公民館	225	213	438			
41	若葉台体育館	1,873	2,010	3,883	98	日置地区公民館	393	468	861			
42	桜ヶ丘中学校	1,196	1,313	2,509	99	八葉寺公民館	33	38	71			
50	あおば地区公民館	985	1,097	2,082	旧市計			58,078	63,512	121,590		
51	宮下地区公民館	782	889	1,671	国府町計			3,267	3,673	6,940		
52	国府町コミュニティセンター	512	580	1,092	福部町計			1,220	1,297	2,517		
53	谷地区公民館	675	751	1,426	河原町計			2,823	3,099	5,922		
54	成器地区公民館	149	176	325	用瀬町計			1,400	1,590	2,990		
55	山のめぐみ館	33	39	72	佐治町計			805	917	1,722		
56	大茅地区公民館	87	89	176	気高町計			3,506	3,844	7,350		
57	扇の里交流館	44	52	96	鹿野町計			1,555	1,635	3,190		
							青谷町計			2,486	2,748	5,234
							合計			75,140	82,315	157,455

議案第51号

随時抹消者の決定について

令和元年7月3日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和元年7月3日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

- 1 公職選挙法第28条第1項第1号の規定に基づき抹消すべき者  
男 90人 女 83人 計 173人
- 2 公職選挙法第28条第1項第2号の規定に基づき4ヶ月経過後に抹消すべき者  
男 126人 女 119人 計 245人
- 3 公職選挙法第28条第1項第3号の規定に基づき抹消すべき者  
該当者なし
- 4 公職選挙法第28条第1項第4号の規定に基づき抹消すべき者  
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定による抹消すべき者を決定するためである。

議案第52号

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和元年7月3日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票管理者及びその職務を代理すべき者 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

投票管理者、職務代理者

区	投票所	投票管理者	住所	職務代理者	住所
1	鳥取市立遷番小学校				
2	久松会館				
3	鳥取市立醇風小学校体育館				
4	鳥取市立西中学校体育館				
5	鳥取市立城北小学校体育館				
6	鳥取市立浜坂地区公民館				
7	鳥取市立富桑小学校体育館				
8	鳥取市立明德小学校体育館				
9	鳥取市立日進小学校体育館				
10	山の手体育館				
11	鳥取市立修立小学校体育館				
12	鳥取市立東中学校体育館				
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館				
14	東デイサービスセンター				
15	鳥取市立南中学校体育館				
16	勤労青少年ホーム				
17	鳥取市立面影小学校体育館				
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館				
19	米里体育館				
20	倉田体育館				
21	鳥取県漁業協同組合				
22	賀露町七区公民館				
23	鳥取市立大正小学校体育館				
24	鳥取市立美和小学校体育館				
25	鳥取市立神戸地区公民館				
26	岩坪生活改善センター				
27	鳥取市立東郷地区公民館				
28	高路公民館				
29	鳥取市立世紀小学校体育館				
30	松保地区公民館				
31	鳥取市立豊実地区公民館				
32	上原多目的集会施設				
33	河内生活改善センター				
34	鳥取市立湖山小学校体育館				
35	国際交流プラザ				
36	鳥取市立末恒小学校体育館				
37	鳥取市立湖南学園体育館				
38	矢矯公民館				
39	鳥取市立美保南小学校体育館				
40	鳥取市立中ノ郷小学校				
41	鳥取市若葉台体育館				
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館				
50	あおぼ地区公民館				
51	宮下地区公民館				
52	国府町コミュニティセンター				
53	谷地区公民館				

投票管理者、職務代理者

区	投票所	投票管理者	住所	職務代理者	住所
54	成器地区公民館				
55	山のめぐみ館				
56	大茅地区公民館				
57	扇の里交流館				
58	福部町コミュニティセンター				
59	山湯山農業センター				
60	福部町久志羅集会所				
61	鳥取市河原町総合支所				
62	鳥取市立国英地区公民館				
63	鳥取市立散岐小学校体育館				
64	水根公会堂				
65	鳥取市立河原町総合体育館				
66	鳥取市立西郷地区公民館				
67	小河内公民館				
68	北村公民館				
69	用瀬町民会館				
70	大村電化農協会館				
71	社地区公民館				
72	用瀬町屋住多目的集会所				
73	用瀬町江波多目的集会所				
74	佐治町地域活性化センター				
75	佐治町コミュニティセンター				
76	佐治町西佐治会館				
77	佐治町山王ふれあい会館				
78	佐治町津無生活改善センター				
79	佐治町津野ふれあいの館				
80	鳥取市立宝木地区公民館				
81	鳥取市気高人権福祉センター				
82	鳥取市立瑞穂地区公民館				
83	鳥取市営住宅矢口団地集会所				
84	鳥取市立逢坂地区公民館				
85	気高町総合支所				
86	鳥取市立浜村小学校体育館				
87	船磯公民館				
88	鹿野町農業者トレーニングセンター				
89	鳥取市立勝谷地区公民館				
90	鳥取市立小鷲河地区公民館				
91	鹿野町河内生活改善センター				
92	鳥取市立青谷地区公民館				
93	鳥取市立青谷小学校体育館				
94	鳥取市立中郷地区公民館				
95	絹見公民館				
96	鳥取市立日置谷地区公民館				
97	鳥取市立勝部地区公民館				
98	鳥取市立日置地区公民館				
99	八葉寺公民館				

議案第53号

投票立会人の選任について

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり選任する。

令和元年7月3日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票立会人 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第38条第1項の規定により、各投票区の投票立会人を選任するためである。

当日投票所投票立会人

投票区	投票所名	投票立会人		投票立会人	
		氏名	住所	氏名	住所
1	鳥取市立遷喬小学校				
2	久松会館				
3	鳥取市立醇風小学校体育館				
4	鳥取市立西中学校体育館				
5	鳥取市立城北小学校体育館				
6	鳥取市立浜坂地区公民館				
7	鳥取市立富桑小学校体育館				
8	鳥取市立明德小学校体育館				
9	鳥取市立日進小学校体育館				
10	鳥取市山の手体育館				
11	鳥取市立修立小学校体育館				
12	鳥取市立東中学校体育館				
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館				
14	東デイサービスセンター				
15	鳥取市立南中学校体育館				
16	鳥取市勤労青少年ホーム				
17	鳥取市立面影小学校体育館				
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館				
19	鳥取市米里体育館				
20	鳥取市倉田体育館				
21	鳥取県漁業協同組合				
22	賀露町七区公民館				
23	鳥取市立大正小学校体育館				
24	鳥取市立美和小学校体育館				
25	鳥取市立神戸地区公民館				
26	岩坪生活改善センター				
27	鳥取市立東郷地区公民館				
28	高路公民館				
29	鳥取市立世紀小学校体育館				
30	鳥取市立松保地区公民館				
31	鳥取市立豊実地区公民館				
32	上原多目的集会施設				
33	河内生活改善センター				
34	鳥取市立湖山小学校体育館				
35	鳥取市国際交流プラザ				
36	鳥取市立未恒小学校体育館				
37	鳥取市立湖南学園体育館				
38	矢矯公民館				
39	鳥取市立美保南小学校体育館				
40	鳥取市立中ノ郷小学校体育館				
41	鳥取市若葉台体育館				
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館				

投票区	投票所名	投票立会人		投票立会人	
		氏名	住所	氏名	住所
50	鳥取市立あおば地区公民館				
51	鳥取市立宮下地区公民館				
52	鳥取市国府町コミュニティセンター				
53	鳥取市立谷地区公民館				
54	鳥取市立成器地区公民館				
55	山のめぐみ館				
56	鳥取市立大茅地区公民館				
57	扇の里交流館				
58	鳥取市福部町コミュニティセンター				
59	山湯山農業センター				
60	福部町久志羅集会所				
61	鳥取市河原町総合支所				
62	鳥取市立国英地区公民館				
63	鳥取市立散岐小学校体育館				
64	水根公会堂				
65	鳥取市河原町総合体育館				
66	鳥取市立西郷地区公民館				
67	小河内公民館				
68	北村公民館				
69	用瀬町民会館				
70	大村電化農協会館				
71	鳥取市立社地区公民館				
72	用瀬町屋住多目的集会所				
73	用瀬町江波多目的集会所				
74	鳥取市佐治町地域活性化センター				
75	鳥取市佐治町コミュニティセンター				
76	佐治町西佐治会館				
77	佐治町山王ふれあい会館				
78	佐治町津無生活改善センター				
79	佐治町津野ふれあいの館				
80	鳥取市立宝木地区公民館				
81	鳥取市気高人権福祉センター				
82	鳥取市立瑞徳地区公民館				
83	鳥取市営住宅矢口団地集会所				
84	鳥取市立逢坂地区公民館				
85	鳥取市気高町総合支所				
86	鳥取市立浜村小学校体育館				
87	船磯公民館				
88	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター				
89	鳥取市立勝谷地区公民館				
90	鳥取市立小鷲河地区公民館				
91	鹿野町河内生活改善センター				
92	鳥取市立青谷地区公民館				
93	鳥取市立青谷小学校体育館				
94	鳥取市立中郷地区公民館				
95	絹見公民館				
96	鳥取市立日置谷地区公民館				
97	鳥取市立勝部地区公民館				
98	鳥取市立日置地区公民館				
99	八葉寺公民館				

議案第 54 号

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和元年 7 月 3 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者  
別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項で読み替えて適用する同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者

鳥取市期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

国府町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

福部町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

河原町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

用瀬町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

佐治町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

気高町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

鹿野町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

青谷町期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日(金)				
7月6日(土)				
7月7日(日)				
7月8日(月)				
7月9日(火)				
7月10日(水)				
7月11日(木)				
7月12日(金)				
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

イオン鳥取北期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月13日(土)				
7月14日(日)				
7月15日(月)				
7月16日(火)				
7月17日(水)				
7月18日(木)				
7月19日(金)				
7月20日(土)				

鳥取大学期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月9日(火)				

鳥取環境大学期日前投票所

立会月日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月11日(木)				

議案第 55 号

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和元年 7 月 3 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

期日前投票所の投票立会人 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項で読み替えて適用する同法第 38 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票立会人を選任するためである。

期日前投票所の投票立会人

鳥取市期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

国府町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

福部町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

河原町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

用瀬町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

佐治町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

気高町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

鹿野町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

青谷町期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月5日 (金)				
7月6日 (土)				
7月7日 (日)				
7月8日 (月)				
7月9日 (火)				
7月10日 (水)				
7月11日 (木)				
7月12日 (金)				
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

イオン鳥取北期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月13日 (土)				
7月14日 (日)				
7月15日 (月)				
7月16日 (火)				
7月17日 (水)				
7月18日 (木)				
7月19日 (金)				
7月20日 (土)				

鳥取大学期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月9日 (火)				

鳥取環境大学期日前投票所

立会月日	投票立会人		投票立会人	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月11日 (木)				

議案第56号

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和元年7月3日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

開票管理者	住所 氏名
開票管理者の職務を 代理すべき者	住所 氏名

提案理由

公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定により、開票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

報告第5号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

157,455人

(2) (1)の50分の1の数

3,150人

地方自治法第74条第1項	.....	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	.....	監査の請求
市町村の合併の特例等に関する法律	.....	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

52,485人

地方自治法第76条第1項	.....	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	.....	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	.....	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	.....	主要公務員（副市長・選管委員・監査委員）の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

26,243人

市町村の合併の特例等に関する法律	.....	合併協議会設置協議の投票請求
------------------	-------	----------------

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例等に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。